

Title	戸田保遠の律令研究について：明治期律令学の一齣
Sub Title	Hoentoda's studies on Ritsu-ryo in the Meiji Era
Author	上野, 利三(Ueno, Toshizo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.5 (1981. 5) ,p.37- 57
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19810515-0037">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19810515-0037</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



蔵本（以下天理本と呼ぶ）の一書と書名が同じうに、相互に続編のあることを示唆する巻次が付されていることなどからみて、私は、天理本と戸田家所蔵本（以下戸田本と呼ぶ）とは、同一の著者による一連の著作物ではないか、との推測をいただき、両者の比較・対照をこころみたのである。<sup>③</sup>その結果、まさしく両者は同一人物の著作物であることがつきとめられるにいたつた。前に述べたような天理本が孤立した史料であるという状況は、この時に解消され、該書の研究によりやく光があてられるところとなつた。

ところで、そうとするならば、当面の問題は、「律令釈義」をはじめとする天理本の著者は、はたして天理図書館蔵書目録のいうように、春日潜庵であるのか、それとも利光博士が、戸田家文書の調査で明らかにされたように、戸田保遠であるのか、という点である。結論から述べれば、私がこのほど実査したところによると、天理本、戸田本ともに戸田保遠の著述にかかると判明することが判明した。その考証経過は、本論で述べるが、それにしても天理図書館の蔵書目録は、理由なくして、たんに誤つて著作者を考定し、標記したわけではけつしてない。天理本が、戸田家から天理図書館にわたるまでの具体的経路は、今日ほとんど知る由もないが、おそらく、保遠の没年前後とおぼしきところに、天理本は何故かかれの手元から離れ、他人の所有するところとなつた。時がたつにつれ、更に所有者の移転が重なる間に、該書には、その表紙に朱字で春日潜庵の名が書き加えられ、しかるのちに、相当の歳月を経てそれは天理図書館に伝えられるにいたつた。<sup>④</sup>私は、該書が、その著者や成立の由

来に関する真実の姿を伝えることが、徐々に困難になつていつた状態を、そのように憶測する。なお、潜庵と保遠が、律令学における師弟関係にあつたことは―本論で明らかにするところであるが―今日までほとんど不明であつた。このような経緯からみて、天理図書館蔵書目録の標記において、天理本の著者が誤認されるにいたつたことは、ある意味でもつともなことであつたとおもわれる。

さて前述したように、私は戸田本を調査するため同家を訪れたが、その際に、当主保業氏のご好意により、前掲の「律令釈義」をはじめとする多数の律令関係資料、ならびに保遠の日乗、隨筆類を披見することができた。ただ残念なことは、これら諸資料の吟味はまだまだ不十分であり、したがつて、それら文献の成立経過を考究し、解明してその史料的价值をみきわめることは、後の精査に待つほかない。それにしても、限られた範囲ではあるが、未公開の貴重資料を實際に見学する洪福によくしたことは、私の大きな喜びである。

本稿では、これらの資料から得られた知見をもとにして、まず律令学のうえで、潜庵と保遠が師弟の關係にあつたこと、ならびに保遠が律令学に志した時期を考察する。つぎに、保遠の著述になる律令研究書のうち、春日潜庵の著作とされている前掲天理本が、実は保遠の真筆であることを明らかにし、さいごに、保遠の門弟達にふれておきたいとおもう。

なお、保遠著述にかかる未紹介の律令研究書に関しては、稿を改めて発表する予定である。

(一) 天理大学附属天理図書館が所蔵する上掲三書は、故天理教南海大教

会会長山田清雄によつて、同教会の創立七十年記念行事の一環として、昭和三十六年五月六日、同館に寄贈せられたものである（寄贈印記による。寄贈者と寄贈の由来については、元同館司書上野利一郎氏の教示による）。『式鑑』は四冊（各巻春△二十八葉・夏△三十七葉・秋△四十三葉・冬△四十二葉）と称す。「律令総論」（一冊）は十五葉、「律令釈義（上）」（一冊）は八十一葉より成る和綴本で、綴糸に紙綴を使用し、その用紙は、匡郭・界線ともに無く、表紙には、ほぼ中央上方に、朱筆で「春日潜庵先生」とあり、その直下に「賀茂寛願」なる正方形の朱印が捺され、他にもうひとつ押捺箇所不定で「賀茂七家蔵」なる長方形の朱印が存する。三書とも、著者による識語、奥書はみられず、また、標注・傍記は多数存するが整理されておらず、浄書本とはいえない。しかし、「律令釈義」などは、その第二葉（後半葉）と第三葉（前半葉）との間に、より古い状態の表紙（体裁はほとんど同じだが、紙色、墨色、虫損、書き込み等からより古いと判別できる）が挿入されている点から、同書は、定稿にいたる段階の中書本と見做される。他の二書も、おそらく同様に中書（清）本と考えて太過あるまい。

(2) 利光・前掲書（二三四頁）。

(3) 天理本と戸田本の比較対照は、前者を写真に撮り、それをオフセット版に作つた複製本、つまり影印本を戸田家に持参して行つた。したがつて、この場合は、原本相互の直接的な比較、対照ではないことを読者は諒とされたい。

(4) 前述したごとく、天理本の三書は、昭和三十六年、天理図書館に寄贈されている。戸田家からこの天理本が流出したのが、保遠の歿年（明治二十二年）以後と仮定すれば、それが天理図書館の所蔵となるまでに、約七十年を経過したことになる。なお、戸田保遠の草稿本等が、戸田家の蔵書から流出、離散したことに関する疑問は、利光博士（前掲書）

戸田保遠の律令研究について

一九五頁）や内田智雄博士（広池千九郎「倭漢比較律疏」序・昭和五十五年・一頁）等が、これを指摘していられる。

(5) 本論第三節を参照せられたい。なお、保遠の律令研究書のなかに、律令復元研究史上逸することのできな貴重な文書が含まれていることは、利光博士の論考に詳述されている（前掲「戸田保遠の令条復旧作業」前掲書所収、「広池博士とその律令学」同上所収、「稿本「倭漢比較律疏」について」広池・前掲「倭漢比較律疏」所収・解題・九頁以下）。ところで、博士が論及せられた以外にも、戸田家には、「律令全」（草稿なる書が伝存する。同書は、二十三葉より成る和綴本で、名例律以下、全篇にわたる律の逸文を集成したものである。処々に書き込みはあるが、全体に、楷書で比較的整理して書写せられており、復元条文冒頭の「凡」字の上に、朱筆で、条文順位を示す数字を記入し、また、条文の末尾にその出典を表わす「政」（政事要略）、「集」（合集解）、「金玉」（金玉掌中抄）の文字を略記し、その復元作業に周到な態度が看取し得る。ただし復元条文順位は数字で示されているものの、実際の列挙は相前後するが故、完全に作業が詰められている訳ではないが、一応の定稿本とみることは許されよう。しかりとすれば、同書は、広池千九郎編「倭漢比較律疏」の基礎をなす保遠著「和漢合律疏」とかなり密接な関係にあると推察せられるが、果して事実はどうなのか、頗る興味ある、かつ熟考を要する問題であらう。同書の価値等の吟味については、近々稿を草する予定である。なお、最近の日本律元研究の成果は、その大部分が律令研究会編「訳註日本律令 二・三 律本文篇上巻・下巻」（昭和五十年）に収載せられ、そこに漏れた逸文も、着々拾補されつつある（小林宏編「律条拾義」国学院大学日本文化研究所紀要第三八輯・昭和五十一年・一四九頁以下、利光「統養老律義残統疏」法学研究第五一卷第七号・昭和五十三年・七二頁以下、高塩博「養老律若千条の

復原について」法研論叢第七号・昭和五十四年・五三頁以下、等を参照のこと。私も先学の驥尾に附して、「律逸文若干条の復元について」(法学研究第五一卷第六号・昭和五十三年・七七頁以下)、「続日本紀にみえる大宝律復元史料」(続日本紀研究第二〇六号・昭和五十四年・三三頁以下)、「大宝律逸拾遺」(同上第二二二号・昭和五十五年・三三三頁以下)等でその足りない部分を補うことに努めた。

## 二 律令志学とその師

戸田保遠は律令学を志すにあたり、いつたい何時頃から、だれを師と仰いで勉学にいそしんだのであろうか。

保遠の経歴については、利光博士がその著「続律令制とその周辺」(前掲)の中で略述しているが、結局のところそれは不明とされている。そこで右の問題を解決する証拠史料を渉獵していたところ、前述した戸田家所蔵文書見学の折に、保遠の草稿になる「田家文藁」五卷所載の「上潜庵先生書」と題するつぎのような一文に寓目した。

同書には、

小生保遠頓首再拜、啓潜庵春日先生函丈下、生聞人生於三父、生之師教之、君養之、非父無以生、非君無以養、而子之尽孝於父母、臣之致忠於君、上者則非師無以教之、雖云三生成於一生可也、初生之從先生受教也、日聽聖人之言、察賢者之行、勵精求道、生之慶幸、固不可言也、而先生之恩海嶽亦何足比焉、然生少小亦嘗聽、諸父曰有国学者足以知国家法、汝兼学之可也、然未暇及業一旦以貧為吏雜務繁劇、不暇親奉教于先生也、然聞

又、取、国、史、律、令、而、読、之、茫、乎、不、可、曉、傍、考、唐、六、典、及、通、典、諸、書、然、後、似、漸、有、見、猶、未、暇、熟、読、近、日、病、臥、默、思、向、之、不、曉、者、迎、刃、而、解、可、謂、天、幸、矣、夜、中、不、覺、起、坐、慶、更、不、可、言、也、嗚、呼、生、之、幸、大、矣、向、者、聽、聖、賢、之、教、今、者、知、国、家、之、法、皆、先、生、之、賜、也、向、令、生、蒙、昧、不、知、読、書、則、何、能、悟、忠、孝、有、道、国、家、有、法、乎、哉、雖、云、三、生、成、於、一、生、誠、不、誣、也、病、來、尋、令、同、門、來、視、先、生、之、恩、可、謂、至、矣、道、之、小、者、且、猶、非、以、靜、思、無、得、之、況、其、大、且、遠、者、乎、生、愈、將、來、道、於、聖、賢、單、思、於、国、家、也、病、中、所、欲、言、者、甚、多、未、足、悉、尽、于、此、請、率、亮、察、焉、十、月、二十、三日、小生保遠頓首啓、

(句点ならびに傍点は筆者)

とみえる。これにより、保遠に律令の学を授けた人物が、久我家諸大夫春日潜庵である事実は、ほぼ明白になつたこととおもう。

さてそれでは、保遠の師潜庵は、はたしてかれ自身、実際に律令の学に通じていたのであろうか。また、通じていたとすれば、それは如何ほどであつたのか。周知のごとく、春日潜庵は、幕末期の陽明学者としてはつとに高名なる人物であつて、かれとその著作物の研究は、枚挙にいとまがない。だが、かれの律令学に関する著述、及びそれについての論考は、管見の限り、見出しえない。したがつて潜庵が、律令の学にどの程度通曉していたのかは、これを知ることができない。

しかしながら、右掲「上潜庵先生書」のなかで、保遠が自ら回顧するごとく、当初は理解の浅かつた国史・律令を、やがて修得するにいたつたのは「皆先生之賜也」と感想を述べている。この事実から推しても、保遠が指導を受けた潜庵が、律令に通明していたこ

とを窺い知ることができる。さらに、わずかな断片史料であるが、源(春日)仲精が編した「春日潜庵先生影迹」に、

先生(潜庵、筆者注)少年より某氏に就きて国典を講究研磨とあることは、右の推定を裏付ける傍証となるであろう。ちなみ

とあることは、右の推定を裏付ける傍証となるであろう。ちなみに、潜庵が少年時代に教えを受けた師は、分明の限りでは、二、三これを挙示できるが、十七歳以降は程朱学・陽明学に重きをおき、尊信するようになるので、右記にいう「某氏」とは、それ以前に従学した五十君南山、ないしはその門弟で近衛公の諸大夫、佐竹甲斐守のいづれかであろうと推測される。ただし、この兩名の事蹟、著述等は、今これを詳らかにしえない。

戸田保遠は、早年よりこの潜庵の門下生であつた。そのことは、前掲「影迹」所載の年譜、天保十一年庚子条に、

正月二十二日関白より遠慮閉門の敕命あり、「蒸々父不姦格説」此文先生が奇禍に罹り閉門の冤を蒙りたる事由を知るに足るなり、門人戸田某が跋文亦其事項を詳記せり(中略)、四月四日関白より遠慮閉門を解かる、是より閉居道を講ず、門人日に進む、(中略)、門人戸田保遠久我公の近習兼侍読と為る。後曼珠院宮に奉仕す、  
(句点ならびに傍点は筆者)

とあることによつて知られる(この時潜庵は三十歳、保遠は十六歳である)。右記の文によれば、保遠は若年ながら、潜庵の弟子としてかなりの重責に任じている。このことから推して、保遠が学者潜庵に入り込んだのは、おそらく天保十一年をさらにさかのぼるものと考えて

戸田保遠の律令研究について

誤りないとおもう。山岡道行編「石水先生遺稿抄全」(明治四十四年刊)の「序」には、

(前略)春日潜庵翁識見甚高、軽々不許于人、然先生幼時既許以他日国器、而先生天資之美工夫之精世識之者少良可歎也哉。

(後略)  
(句点ならびに傍点は筆者)

とあるから、右記の文をそのまま受けとめれば、保遠はすでに「幼時」より潜庵に見出され、寵遇されていたことになろう。

しかし保遠は、潜庵の門生となつた頃、すでに律令学を学ぶべく示唆をうけていたとおもわれる。前掲の「上潜庵先生書」には、然生少小亦嘗聽、諸父曰有国学者足以知国家法、汝兼学之可也、

とある。保遠は、少小の折諸父によつて国家法すなわち律令を志学することを勧められたごとくである。

そしてかれが、本格的に律令を学門的目標の中心に据え始めるのは、嘉永年間、かれ二十歳代のことと推測される。戸田家文書、

「石水漫鈔」玄(草稿、明治二十一年)に、

律残篇三本借上原氏本、謄写、嘉永三年季久、定信

一律目錄 名例律第一 凡武拾伍条○唐口餘尚有二十五条

二衛禁律第二端闕此前唐、有十七条

右衛禁律殘篇以伴信友所藏佐野元寛校正印本加再校事

職制律第三 凡伍拾六条 在滿云五字、計本文私補也

三賊盜律第七 凡伍拾参条元文五年十一月二日、尙田在滿校正ナリ

名例賊盜二本得孫翁秘本而予之宝曆五年九月與村履之言卿

とあり、嘉永三年に保遠は、名例・衛禁・職制・賊盜の律殘篇四卷を手に入れて<sup>(11)</sup>いる。また同家文書「病餘閑筆」(草稿、表紙に嘉永六年癸丑初春、とある)なる文書には、

病臥案

一 諸記吟味ノ衷、(下略)

一 律令考追テ、清書スヘキ衷、

一 病中ハ何モ吟味スヘカラス、(下略)

一 有用ノ衷ノ中ニモ先務アリ是ヲ考ベシ、(傍点は筆者)

とある。諸事多忙のなか病にふせた保遠は、「病中ハ何モ吟味スヘカラス」といいながらも、たえず念頭に去来するのは、律令学を究めることのみであつたとみえ、病臥中に立てた思案のなかで、律令研究のことが特筆されている。なお右の文中に「律令考」とみえるが、これが特定の書名を指していつたものか、あるいはただ漠然と「律令についての考え」という位の意味で用いたものか、分らない。前者とすれば、今日伝存する保遠の著書中に、そのような題名のものは見当たらない。ただし、これにより、当時、保遠が律令研究に関して、清書にいたる段階の草稿本を著していたことは確かであり、かれが律令についての何らかの考究をまとめつつあつたものと推定できる。

ところで、右の「病臥」案との関連で想起されるのは、前に記した「上潜庵先生書」の文中で強調されている「病臥」のことであつて、そこでは、保遠が律令学に知識を得る転機となつたのは病臥中のことと記している。念のため再び掲げる。

取国史律令而読之茫乎、不可曉、傍考唐六典及通典諸書、然後似漸有見、猶未暇熟読、近日病臥、默思向之、不曉者迎刃而解可謂天幸矣、夜中不覺起坐慶更不可言也、嗚呼生之幸大矣、向者聽聖賢之教、今者知國家之法、皆先生之賜也、

(句点ならびに傍点は筆者)

右文の書かれた年代は定かでないが、病中にかかわらず律令の研究を止めず、これを追究しようとする気迫が、右書の「病餘閑筆」<sup>(12)</sup>との間に共通して読み取れるが故に、両書は同時期の著作であり、両書にみえる病臥も、同一のものと想像される。しかりとすれば、保遠が律令研究を行なう上で大きな転換をむかえたのは、やはり嘉永頃のこととして大過あるまい。しかして律令学の攻究が、かれの学的関心事の第一位を占めていたことは、つぎに掲げる「田家文藻」四卷所載の学友にあてた文書(草稿)に、きわめて明瞭に記述せられて<sup>(13)</sup>いる。

与堀内保房書

保遠白、足下好學讀書、僕平生之所敬欣、病來再見訪、感知己之厚、知好學之誠也、僕好讀國史、律令及唐六典、雖未探究旨趣、然如其大義則窃以為得焉、頃日欲著弁論七篇、以乞教於諸賢也、今且言其略焉、一曰律令弁、以明制度沿革之略也、二曰神璽弁、以明伝國璽始於後世也、三曰宗社弁、以明有神社山陵而無宗廟及稷也、四曰衣服弁、以明君臣衣服之制也、五曰租稅弁、以明取於民之法也、六曰官位弁、以明位階異於唐制也、七曰選叙弁、以明百官黜陟之道也、此外欲別著十略述、敬神祇尊族姓之類、以明十義

而未暇下筆窃独以為文、雖誠不足觀而說或足以其說史之用也、  
神樂弁先示岡本氏宗杜弁、今呈足下乞斧政、余篇亦將行繕寫以  
乞教幸不<sup>(マ)</sup>□教示可也、<sup>(難読)</sup>  
(句点ならびに傍点は筆者)

右記の文は、また、保遠の立てた律令学以外の研究目的が、どのような種類のものであつたかを教示して、誠に興味深い。

参考までにいうと、保遠の律令研究は、日唐律令のみならず、明律にまで及んでいるが、かれの明律の師については、これを北大路頭寿なる人物に当てる利光博士の見解がみられる。<sup>(6)</sup>

彼(=保遠、筆者注)の晩年、明清律を彼に教授したのは「石水日記」によれば、北大路頭寿なる公卿である。しかし、彼は、保遠の学友の一人であり、律令学全般の師ではなかつたと考えられる。

しかし右の所説には若干の誤解があるとおもわれる。まず、(一)北大路頭寿なる人物は、公卿ではなく保遠と同じく、賀茂氏の別流の一族である。京都上賀茂賀茂別雷神社家編「賀茂貞主同族知新録」によれば、頭寿は賀茂氏一族、北大路頭田の長子として生まれ、大正十一年二月十四日に六十九歳で没している。かれの素姓及び生没年はこの「知新録」で明らかである。つぎに、(二)頭寿は、明律における保遠の師ではなく、弟子と考えられる。また、(三)両者の師弟関係は、明律のみにとどまらず、律令学全般におけるものであつたとおもわれる。右(一)(二)を証する根拠の一は、前掲「石水先生遺稿抄」の「序」に、「北大路頭寿来曰先生逝矣」とみえ、頭寿が保遠のことを先生と呼んでいる。第二に、頭寿のひとり娘寿子<sup>(17)</sup>氏が八十三歳

戸田保遠の律令研究について

の高齢で今なお存命であり、私が氏より、直接お聴きしたところによれば、頭寿は保遠から書籍を多数借用して勉学に励み、なかでも漢籍が大部分を占めていた。頭寿が没すると保遠のものは全て戸田家に返本し、他は古本屋に売却したという。根拠の第三は、「石水日録」、明治十四年十二月十五日条に、  
北大路頭寿明律質問今日卒業也、先<sup>(不詳)</sup>□唐律之序質問有之、<sup>(不詳)</sup>  
先去年十月唐律卒業、今月明律卒業也、  
とあり同月十六日条に、

北大路頭寿今日々令義解第一卷質問也、  
とある。右記の史料の内容は、頭寿が保遠に対して明律、唐律、令義解の指導をしたのではなく、まさにその逆であると解した方が自然であろう。なぜならば、明治十四年の時点で、前掲「知新録」から割り出せる頭寿の年齢は保遠(当時五十七歳)よりも二十九年若い二十八歳となる。この頃保遠は、「和漢合律疏」など数多の研究書を編著し、日唐の律令学を専攻する学者として一種円熟の境地に到達していた。年齢的にも学問途上の頭寿が、その保遠に対して、仮に明律だけとせよ、講述していたとは、到底考えることができない。

されば保遠が、明律の教えを乞うた人物はだれか。私はそれを、戸田家の蔵書・「成言齋日記」下(草稿)なる書の、明治七年十月四日条の記事に、

明律序三輪田高房講之<sup>(19)</sup>

とみえることから、三輪田高房なる人物と推量するが、いまだ確た

る証拠をつかむにはいたつていない。<sup>(20)</sup>

(1) 利光・前掲書(二三—三四頁)。なお、井上光貞氏もその著「カモ県主の研究」(『日本古代国家の研究』所収・昭和四十年・七三頁以下)において、戸田保遠に言及していられる(七八頁)が、かれを「下鴨社家の一族」とされるのは、何かの誤りであろう。利光博士の所説にあるごとく、戸田家は、代々上賀茂神社祠官の職を襲う賀茂氏の門流のひとつである。

(2) 利光博士は、右掲書において、「保遠の学問の師は、経書は、久我家諸大夫澹菴春日讃岐守、仏典は、戸田家が代々家士として兼勤せる曼殊院門跡家の僧某であるが、律令の学を授けし人の名は伝えられていない」(三九頁)と述べていられる。

(3) この一文は、後年、保遠の門下生である山岡道行編輯の「石水先生遺稿抄全」(明治四十四年刊)なる小冊子に収載されている(同書一頁以下)。かれの著述で刊行せられたものは、同書と後述(次節参照)の「賀茂大神縁起解」(賀茂県主系図保存会編、昭和九年刊)が知られるだけで、いづれも遺著である。

(4) ここで春日潜庵の経歴を略記しておく。潜庵は文化八年(八一—)八月三日、京都烏丸一条上ル橋下子に、正四位下筑前守仲恭朝臣の第一子として呱呱の声を揚げた(八月五日生れとする説もあるが、その出典は不詳。岡田武彦「近世後期儒家集・解題(二)」日本思想大系47所収・岩波書店刊、昭和四十七年・五六八頁以下、を参照のこと)。姓は源、春日の坊に居したので春日を氏とした。諱は仲襄、字は子賛と称し、潜庵はその号で、晩年はこれをもつて通称とした。幼名を直之助と称し、長じて仲好と名付け、のちに仲襄と改めた。文政三年、十歳のとき従六位上に叙し、讃岐守に任せられる(小川貫道編「漢学者伝記及著述集覽・一四七頁、は筑前守と記すが、これは誤り)。(以上は春日仲精編「春日

潜庵先生影述」の記述による)。その信書往復には、好んで讃岐守の官名を署した(太田虹村「春日潜庵伝」二頁)。その先は宇多天皇の第七皇子式部卿敦実親王の第二子左大臣贈正一位源雅信に出る、いわゆる宇多源氏である(前掲「影述」)。文化十四年、七歳にして窪田雪鷹に画を学び(前掲「伝」)、文政三年、十歳で近衛公の諸大夫、佐竹甲斐守重節(前掲「伝」は、佐竹織部正重勝と記す)に読書筆札を学び、同八年、十五歳のとき五十君南山の門に入り、経書史籍の業を修めた(奈良本辰也監修「幕末維新人名事典・学芸書林・一六八頁、及び「日本人名大事典」2・平凡社・五四頁、等の「春日潜庵」の項では、師名を五十嵐君山に作るが、これは誤り)。ついで十七歳にして、南山の師鈴木遺音(通称恕平)に従つて程朱学(宋学)を修め、にわかには頭角を顯わすにいたつた。二十歳のときに王陽明文録抄を披見して感嘆し、かれの学問に変化のきざしを見、二十七歳で王陽明全集を得てこれを熟読し、ついに陽明学に心酔しこれを信奉して学を進めた(以上は前掲「影述」による)。嘉永安政の間、久我建通(嘉永元年四月四日、正二位にして権大納言に任せられる。時に三十四歳。「公卿補任」による)を補佐して勤王に斥瘁し、安政の大獄が起ると、嫌疑をもつて幕府に捕われて(安政五年十二月二十四日)、江戸に檻致せられ、翌年十月、罪状が確定し、永禁錮に処せられる。文久二年九月、赦に遇い、再び久我家に仕える(和田不二男編「贈位先賢小伝」)。明治元年二月、大和鎮撫総督に任ぜられた久我通久(同月二日、正三位にして権大納言に任せられる。時に二十八歳。「公卿補任」による。なお、村井康彦編「京都事典」・東京堂出版・七三頁は、これを建通とするが誤りである)の参謀を勤めた(前掲「影述」)。同年五月十九日(影述は六月二日に作る)、奈良県知事に任じ、七月二十四日被免される(「百官履歴」第一、二四二頁)。明治二年七月七日、復古により旧官讃岐守を降せられる。同十一年三月二十三

日、病歿す。享年六十八歳。墓は京都市右京区鳴滝泉谷法蔵寺山上春日家の塋域にある。明治三十六年十一月十三日、特旨をもつて贈正四位の位記をおくられる。(以上前掲「影述」)

(5) 潜庵の伝記としては、春日仲精編「春日潜庵伝」(好古社・明治三十九年)、同編「春日潜庵先生影述」(法蔵館・大正四年)、太田虹村「春日潜庵伝」(中興館・昭和三年)、末広鉄腸「潜庵先生小伝」(陽明学五・明治二十九年)等々があり、その人物と著作の研究としては、高瀬武次郎「春日潜庵に就いて」(日本精神研究第三輯・東洋書院・昭和九年)、安岡正篤「春日潜庵の教学」(教学叢書第一輯・昭和十二年)、和田正俊「陽明学者春日潜庵」(東洋研究六・昭和十八年、佐藤仁「春日潜庵」(陽明学大系第十一巻所収・岩波書店・昭和四十五年)、岡田・前掲書等々が挙示しうる。

(6) 本論第一節(「はしがき」)にも触れたごとく、天理図書館所蔵「律令総論、「律令釈義上」」は、同館蔵書目録に潜庵自筆稿本の旨標記されているが、実際は戸田保遠のものである。この点は改めて次節に詳論する。

(7) 前掲「影述」、第二章修養(一〇頁)。本伝記中、潜庵と律令学との関わりを述べた箇所は、ここに掲げた一文のみであつて、しかも、それは典拠不明のわずかな断片記事にすぎないから、この文言に確たる信頼をおくことはつしむべきであらう。潜庵が「制度律令に最も精通」していた、というのは、かれへの顕彰の意味をこめた誇張の言辭と考えられなくもない。しかし、それにもかかわらず私は、この一文を、案外、潜庵が律令学に明るかつたことを示す貴重史料として、見のがしがたい価値があると受けとめたい。なんとすれば、第一に、本伝記の編者仲精は潜庵の次子仲淵(万延元年、潜庵の長子仲襲の死没により嗣子となる。前掲「影述」年譜・六頁)の長子で、祖父に関する口伝や図書資料の蒐集に相当都合のよい立場にあつたことである。ちなみに仲淵は、本伝記上梓の際に監修者的役割を負い、またみずから「春日潜庵の伝」(陽明学二〇一三三・明治三十年)を著するなどして、潜庵の本格的伝記作成に情熱を傾けている。第二に、編者は、本伝記編輯にあたり、蒐集史料の正確性と表現方法に万全を期す、という態度で臨んでいることである。もちろん、先祖の思慕と顕彰の情から、文章を美化し、修飾する意図は押えきれぬものではないとおもわれるが、つぎの同書「凡例」に示された編輯方針を読むかぎり、かかる文飾は極力押えられている。

「前略」、一引用書は春日氏家譜、潜庵遺稿、同遺事、同書簡集及び公私の書類、記録又は刊行の諸書を採集し以て此書を成せり。(中略)、一書中収むる所の先生の文章語録は、原書漢文なるを以て、読者が便宜の爲め概ね訳載せり。其学説の如き敢て之に解剖を加へず、其説を類集せしに止めり。(中略)、一明治戊申の歳、始めて「春日潜庵伝」を編述し、以て其概略を世に公にせしも、不備の所少からず。爾来尚ほ正確なる史料を採訪輯録し、其稿を改竄するもの数次以て此書を編成するに至れり。庶幾くは其誤りなきを得ん乎。(中略)、一(前略)、其遺漏甚だ少なしとせず。因て他日之を得ば更に補正し、以て完成を期せんと欲す。覽者請ふ諒焉。」(句読点は筆者)

(8) 注(4)参照のこと。

(9) 前掲書・年譜(二頁)。ちなみに、村井編・前掲「京都事典」は、その「春日潜庵」の項目に、門下生として戸田石水の名を挙げている。

(10) 前掲書(一一三頁)。

(11) この律残篇の入手は、明治十一年に完成した保遠が生涯の大著「和漢合律疏」の編述(利光・前掲「統律令制とその周辺」一八八—一八九頁)の出発点ともいえる。なおこの時、保遠が手にした律残篇がどのようなものであつたか、ほとんど詳かにするをえないが、これと奥書の記

載要旨がほとんど同一の愛媛県立図書館所蔵「和律」(写本・三冊)なる書がある。同書は、標注に唐律との異同が散見し、つぎのような奥付がみられる。

此律二本者不比等所選者今本邦比全書缺不伝只此二本出於大宰府文庫先嘗相公所藏也、幕府命於徠翁令正之徠翁窃写之為家珍秘而不出国外予積年求之不得焉此者得徠翁藏書又窃写之為草堂中之珍云尔

宝曆五年乙亥九月下旬書写臥電橋下舍

瀧浜 奥村履之言卿

保遠入手の律殘篇奥書にも、本来、おそらく右と同様の文がみられたにちがいない。両書は同系統の写本にかかるものと断じて誤らないとおもふ。ちなみに無窮会図書館・神智文庫所蔵「律」一本もこれらと同じ系統のものと考えられる。近時大いに飛躍せる令集解写本の系統研究(水本浩典・石上英一・今江広道諸氏による。史学雑誌第八九編第五号・昭和十五年・五一頁参照)に比して、養老律伝本の研究ははまだ注目すべき動向はみせていない。後考を期してここに付記しておく。

(12) もちろん「病餘閑筆」の記事では、保遠はその頃長期間にわたつて相当の病魔に侵されていたごとくであるから、時間的にはさらに幅をもたせて考えるべきではあらう。

(13) やや時代は下るが、明治四年六月晦日の「石水日記」(十九・上)の記事にも、

余先年□著十三議目六 紛失

一律令 二百官 三建置合セテ封建制アリ 四諡号合セテ廟号制アリ

五衣服 六禄秩 七姓族 八刑法 九外国上中下 十、十一、

十二、十三文章上中下

とみえ、律令が筆頭に挙示せられている。

(14) 現在、戸田家の蔵書には保遠がこの文中に掲げた諸々の研究成果と覚しき自筆草稿本が数多く伝えられている。律令学関係のものを除いてその幾つかを挙げるごときである。

氏族考 古字考 古俗字略全 書紀人物考 書古本大学之後 制度  
今式 六典標抄 六典捷徑 制度通考

なお右記中、「古俗字略」は京都大学図書館に写本で所蔵のものがある(「国書総目録」による)というが、筆者未見のため保遠の自筆か否かは不明である。

(15) 利光・前掲「統律令制とその周辺」(二二九頁)。

(16) 前掲書(謄写版印本)・昭和三十九年。この「知新録」なる系図とその刊行せられた経緯について、同書前書きを参酌してここに略記してきた。賀茂県主系図保存会は、昭和十六年、賀茂県主家に伝来する「賀茂県主十六流系図」の要抄本「賀茂氏副系図」に依つて、「賀茂氏惣系図」上下二冊を作成し(二十部)、後裔の一部に頒布した(これは、昭和四十五年に、賀茂県主同族会が、その前年「賀茂県主系図」が文化庁より重要文化財に指定された記念事業の一として、前記「副系図」により原寸印刷し、刊行せられた)。その後、右系図に収載されていない後裔の氏名、統柄関係を各家に照会し、さらに幾重かの綿密なる調査を経て、前掲「惣系図」の書き次ぎをまとめた。これが本書である。ちなみに賀茂県主氏関係の詳しい系図研究については、井上・前掲論文、佐伯有清「鴨県主氏の系図」(「古代氏族の系図」所収・昭和五十年・一三八頁以下)等を参照せられたい。

(17) 同右(二頁)。

(18) 昭和五十四年十二月二十三日現在。

(19) 三輪田の経歴については、大植四郎編「明治過去帳」(一一八八頁)、「報效志士人名録」に記述があるが、いささか不備の感があるので、右

をふまえた上で、補足しておくこととする。

三輪田は、文政五年（一八二二）、伊予松山藩（温泉郡久米村）に、日尾八幡神社の祠官三輪田清敏の子（おそらく二男）として生まれた（生年は、前掲「過去帳」による。ただし前掲「人名録」は文政六年（十月）生とする。ここでは歿年、歿処を明記する前者を採るが、直偽のほどは不明。出自については、「愛媛県の地名」日本歴史地名大系三九・平凡社・三〇五頁、を参照し、それに推測を加えた。通称は恆次郎。その祖先は伊予の豪族で、大朝朝臣の後裔という（太田亮「姓氏家系大辞典」第三卷・五九八二頁）。同神社は、その社伝によれば、天平神護元年、孝謙天皇の勅により、僧慧明久米郡吉井郷久米山浄土寺の鎮守として宇佐大神を祀り、三輪田大朝朝臣久米麻呂、高市古麻呂をもつて斎主となし、これを祭るという（日本社寺大観神社篇・五一九頁）。吉田東伍「増補大日本地名辞書」第三卷（七四八頁）は、源頼朝建立の説を引載するが、頼朝の再興にかかるとするのが正しいようである。高房は、易学・漢学をもつてその名があつたが、維新後、吉田神社、石上神宮の各宮司を経、権中教正にいたつた。晩年は、日比谷大神宮のために尽力。明治十七年八月以後は家居して出でず、明治四十三年（一九一〇）十一月五日、岡山市小橋町の邸に歿した。享年八十九歳（以上は、前掲「過去帳」ならびに「人名録」による）。なお、高房の兄米山一八二二—一九〇八は、国学、書道において名声があり（飯島春敬編「書道辞典」・七八六頁）、また作歌は五万首に及ぶ（前掲「地名」・四〇五頁）。弟の元綱（一八三〇—一八七九）は、勤王家としてつとに著名であつて、維新後は神祇権少祐より外務権大丞を歴任し、明治二十年十月、従六位に叙され、歿後、従五位を贈られた。著書に「長曆陰陽」四八〇巻がある（以上は「愛媛県誌稿」下巻・付録著名人物伝・五二—五四頁、による）。元綱の夫人は、明治期の女子教育に尽力せる真佐子（一

戸田保遠の律令研究について

八四三—一九二七）である。高房の子三輪輪三は、大阪商業学校教授として令名がある（前掲「過去帳」）。

（20）三輪田を保遠の明律の師と断じえない、その最大の理由は、「成言齋」の謂が明らかにできず、したがつて、この日乗の記主が、いつたいだれなのか確定できない点にある。戸田家文書のなかには、時々「保憲（安政二年十一月八日生）をはじめとする保遠の子息達の日乗（たとえば「秋睦日乗」明治十二年一月—六月、<sup>△</sup>「春晴日乗」明治十六年一月—<sup>△</sup>等々）が混滑し、あるいは場合によつては、弟保愛（文政十一年三月二十二日生、従五位上尾張介任）の書も含まれていることも考えられる。しかし蓋然性という点では、これを保遠のものとする見方が、もつとも有力であろう。何故ならば、第一に、「成言齋日記」には、上記記事（同日条）につづけて、「中教院少宮司代理予也」とある。保遠の経歴中、かれがこのような職に任じたという事実が、今のところ確認できないが、かれは、明治五年神祇省出任、賀茂別雷神神社権祿宣出任を申付けられてから、明治八年七月神道事務局講究課勤務を申付けられ、権大講義に進められるまでの間、教部省少講義に補せられている。故にその間、上記にいう中教院少宮司代理に任じていた可能性は大きい。高房もその頃、吉田神社宮司等を経て権中教正に補せられていたごとくであり（注（19）参照）、年齢的にも近い故（高房が二歳年上）、学友ともいえる位の親しい間柄にあつたのではあるまいか。第二に、同日記、明治七年十一月二十一日の条に、「市岡父子入来也」とみえる。これは、本論第四節において詳論するが、保遠の門弟、市岡演順、惟頭父子を指すことは、まちがいない。賀茂氏一族のなかでも、この戸田・市岡両家の結びつきは殊更に緊密であり、妻子のない惟頭は、保遠の三男保直を養子とし、貞顯と名のらせている。第三の理由は、同日記、十一月二十一日、十二月四日・六日・二十六日の各条の記事で、久我通暉なる人物に対

四七 (七六九)

して、新律綱領の講読を行っている簡処が散見する。このことは、(一)戸田家と久我家の縁故は、保遠が、天保十一年、潜庵を通じて久我公の近習兼侍読となることから端を発するが(注9)本文所引史料参照)、その史的事実と相応する。(二)その頃の保遠の日乗「石水日抄」上、明治八年一月十六日条の、

社務所より新律綱領五冊并政記八冊借用事

とある記事と、一連性・一貫性が看取できる。ちなみに述べると、京都府が、明治政府より新律綱領の配布をうけたのは四年一月十日以前であるが、その施行開始時期は明らかでない(手塚豊「新律綱領の施行に関

する一考察」・「明治初期刑法史の研究」所収・昭和三十一年・五三頁以下、を参照のこと)。今後、保遠日記の精査が進めば、この問題に何ほどか密与するものがあるかもしれない。  
「成言齋日記」が保遠のものではないかと考えられる理由の第四は、かれの日乗類を年代別に整理し、古い順に配列すると、この日記の記録期間が空白となる。換言すれば、この日記を保遠のものと考えた時にこそ、かれの日乗はほとんど空白時間をもたない、首尾一貫継続した記録と見做すことができる。念のため参考資料として、つぎに図表に示しておくこととする。

日乗名	巻次	記録期間	備考	日乗名	巻次	記録期間	備考
田家日記	第一	嘉永6年3月—12月		田家書鈔	全	文久8年9月始	不詳
田家日記	第二	安政元年1月—	不詳	田家日記	第十五	慶応3年1月—	不詳
田家日曆	第四	安政3年初春—12月		洗心居日記	十七上	明治2年1月—7月14日	不詳
田家日記	第五	安政4年1月—12月		洗心居日記	十八上	明治3年1月—4月	不詳
田家日簿	第六	安政5年1月—3月		石水日記	十九上	明治4年1月—6月	不詳
田氏日鈔		安政5年4月—		東京逗留中雜記		明治5年4月7日—6月9日	不詳
田家日記	第七	安政6年					
田家日記		万延2年1月—12月	不詳				
田家日記			不詳				
田家日記			不詳				

石水日記	二十中	明治5年9月—11月		石水日記	上	明治10年1月—5月	
	二十下	明治5年11月—6年2月					
	二十一上	明治6年3月—5月		石水日録		明治12年1月—12月	
	二十一中	明治6年5月—7月				明治13年1月—12月	
石水日記	二十一下ノ下	明治6年10月—12月	不詳			明治14年1月—12月	石水漫鈔
				石水日録		明治15年1月—12月	同上
(成言齋日記)	(下)	(明治7年9月10日—12月31日)	不詳			明治16年1月—12月	同上
石水日抄	上	明治8年1月1日					
石水日鈔	中	明治9年5月—8月31日		石水漫鈔	女	明治21年	不詳
石水日抄	下	明治9年9月1日—12月31日			黄	明治22年5月	

後注 (一) 日乗名、巻次、記録期間は、すべてその日乗の表紙記載のままを記した。ただし期間の年月日は、便宜上算用数字に改めた。

(二) 戸田家から流出したか、筆者の見落としか、いずれかの理由により、日乗類等の資料が見出せない場合は、蔽密を期す意味で備考欄に「不詳」とした。

### 三 律令研究書、とくに天理本をめぐって

ところで、右の諸理由に加えて、もうひとつ、筆蹟のことを挙げるべきではあるが、敢えてこれは採らないこととする。確かに「成言齋日記」の筆蹟は、保遠のものと同類性(ときに同一性)が認められる。しかし前述したごとく、これが保遠以外の肉親のものとする線も依然存し、しかりとすれば、肉親相互の筆蹟は近似値が高い、といわれていることも考慮して、右の判断を下した。いずれにせよ、「成言齋日記」なる名称が、これを保遠のものとする、他に比べて突飛で、しかもきわめて短期間のまま終わっているのはなぜかという疑点が解明されないが故に、本論においては、疑義を存する形にしておくことにした。

戸田保遠の律令に関する著作については、利光博士が、その著「統律令制とその周辺」(前掲)において、「和漢合律疏」、「律令釈義」(中)(附録)、「律令格式古訓考」一冊、「律令名義鈔」(中)(下)、「律令補注」一冊、自筆校注書入「青本令義解」等々を紹介され、右記中、「和漢合律疏」・「青本令義解」書入れ等の律令復旧研究史上価値ある書に関して、綿密なる考証をほどこしていられる。その後私は、上に掲げた諸書以外にも、次に挙示するような保遠自筆草

稿本が、戸田家に所蔵されていることを知ることができた。

律令解義、一冊

律令釈義(下)、一冊

律文全、一冊

神祇律、一冊

また、天理図書館にも、既述したごとく保遠の自筆本とおもわれる

律令総論全、一冊

律令釈義(上)、一冊

式籤、四冊

等の蔵書がみられる。右三部の書を、便宜上本稿では天理本と称して用いているが、それらはいずれも草稿本で一帙に収まり、各々その表紙に「賀茂寛頭」「賀茂七家蔵」<sup>(3)(4)</sup>の二種類の蔵書印が認められ、また、朱字で表紙中央に「春日潜庵先生」と署名されている。これに依拠してか、天理図書館の蔵書目録は、これら天理本を春日潜庵自筆本と考定したごとくである、前述したように、私はこれらを戸田保遠の著作とみるのであるが、他方これとは別に、右掲の蔵書印から、賀茂寛頭なる人物が、単に天理本の旧蔵者と推量されるに止まらず、その著作者とする見方もまた成立しうるのであろう。

したがって、本節では、前掲した保遠の律令研究書の史料価値の検討は後日を期し、その題名のみを列挙するに止め、もつばら疑義の明白な天理本の著者を確定する作業に論述の焦点をしぼりたいと考える。ただし史料の価値をみきわめるためには、その史料がどのような編著者によつて成立したかを検討することが緊急の必要事と

おもわれる。

まず、賀茂寛頭が「律令総論」以下天理本の著者であるという見方は、かれの没年が、天理本の著述年代より以前になると考えられるところから、成立困難であろう。すなわち、「賀茂氏惣系図」下、ならびに「賀茂県主同族知新録」(前掲)等によれば、寛頭は、藤木俊頭流、彬頭の第二子で、慶応三年二月五日に三十一歳で卒している<sup>(5)</sup>(この時保遠は四十三歳、潜庵は五十七歳)。しかるに先の天理本中、少なくとも「律令総論」の著述年代は、明治十一年九月以降と推定することができる。同書には、

近年保遠和漢合律疏を作ル<sup>是ハ唐律ニ倣律ヲ合セタル也</sup>律文大略アリ

とあり、明治十一年九月の成立とみなされる保遠編著「和漢合律疏」の名が記載せられているが故である<sup>(6)(7)</sup>。また、同様に「律令釈義」の著述も、寛頭歿後の明治年代の成立とみてよからう。同書には、唐律疏議、明律国字解等<sup>(8)</sup>よりの引用文のほか、「平田氏云」<sup>(9)</sup>、「小中村氏云(清矩云)」等の文言がみえ、かれらの著作を参酌した形跡が窺われる。就中、小中村清矩はすでに明治以前より、律令の研究者として活躍の途上にあつたが、保遠がかれを身近な存在として知つたのは、その教部省少講義時代(明治五年四月着任)<sup>(12)</sup>、やはり小中村が九等出仕を経て、教部大録に任ぜられた頃であらう。しかして、保遠と小中村の律令学説との関わりを示す徴証を文献上に見出すのは、ちょうど小中村が東京大学教授に任ぜられる頃(明治十五年二月)の保遠の日乗、「石水日記」、明治十五年二月二十六日のつぎなる記事である。

要するに、賀茂寛頭は天理本が著述される以前に歿しており、同本の著者と考えることはできない。ただし、なにゆえに、寛頭の歿後に成立した著作に、かれの蔵書印が押捺せられねばならなかつたのか、疑問が残る。

つぎに、天理図書館蔵書目録が、如上の天理本を、春日潜庵自筆本とみなしていることについて考えてみたい。

「律令釈義」の名称を共有する天理本（上巻）と戸田本（中巻・下巻・附篇）を比較・対照してその同一性を検定すると、両者は、その体裁・字体（書風・筆勢）・構成内容・紙質・墨色等、すべての面からみて、明らかに一体のものとして判断しうる。

しかしてその筆蹟は、保遠の真蹟であることの明確な戸田家所蔵の自筆草稿本の類（日乘・随筆・研究書等々）、及びその遺著「賀茂大神縁起解」<sup>(14)</sup>の内題記文の字句等と、同一人物の筆になるものと判別することが、きわめて容易である。故に、如上天理本の著者として、戸田保遠こそがよくこれに適合する人物たりうることは、ほとんど疑いなきに近いのである。

さらに、確度を高めるために、右保遠と潜庵の筆蹟を対照して、これがい異なるものであることを証しておきたい。

保遠自筆の上述諸本と、伝存する潜庵の手沢本「周易義伝合訂」<sup>(16)</sup>（天理図書館所蔵）の自筆校注書入れ、ならびに前掲「影迹」所掲の潜庵真蹟等とを比較対照したところ、<sup>(17)</sup>両者の筆蹟は、<sup>(18)</sup>全体の鑑賞の上から把握せられる書風・書品<sup>(19)</sup>及び個々の特徴分析から読み取れ

る線質・筆勢・運筆法（殊にぬき方）<sup>(20)</sup>等、書学筆蹟学上の諸々の観点において、差異が認められ、明らかに別筆である。

したがって、如上の天理本は、春日潜庵の自著になるものではなく、まさしく戸田保遠の自筆草稿たることは、以上により明らかであるといわざるをえない。

ただし、だが、なにゆえこの保遠自筆草稿本の表紙に、春日潜庵の氏名を書き記したのか、この点ははまだ明らかになしえない。

なお念のために付記するが、上記天理本は、保遠が潜庵の口述を筆録したにすぎない、という考え方も成立する余地がある。だが、その答も否である。確かに、潜庵の講義内容を、保遠が筆記したものはあると伝えられている。前掲「影迹」所載の年譜、弘化二年乙巳条に、

十月中旬より門人諸士の為大学古本を講述す 戸田某其要義を筆記す

とあり、同書、第三章学説に、

春日先生語録一冊 写本・門人戸田保遠筆記  
とあるのがその例である。

しかし、(一)保遠が潜庵の律令関係の口述を筆録した記録がないこと、(二)潜庵は、天保頃よりその学問を陽明学にうつし、晩年にいたる迄、これを信奉し続けたこと、(三)嘉永、安政の交より明治維新にいたる間、潜庵は国事に尽瘁し以後も政治の裏面に現れるなど多忙な日々を送っている点等、潜庵が律令の口述を行っていたという要素は、見出し難い。さらに、天理本「律令総論」は、潜庵歿後の著

述と推定せられることも考え併せるならば、右の見解はいつそう成立し難いものとならざるをえない。

- (1) 利光・前掲論文(第一節注(5))を参照のこと。
- (2) 同右。
- (3) 印文の判読に際しては、天理図書館の平井良朋、金子和正、宮嶋一郎諸氏のお世話になった。記してその学恩に謝意を表する次第である。
- (4) この二種類の蔵書印が、同一の家に伝来したのか、あるいはまたまったく別個のものかは不明である。これについては、賀茂氏一族の印譜が蒐集・整理されるまで待つほかあるまい。なお、小野則秋「日本蔵書印考」、同「日本の蔵書印」なる論考に、賀茂氏の用いた蔵書印が示されているが、本論所掲のものは見出せない。

ところで、二つの蔵書印の押捺者は、おそらく別人であろう。なぜならば、その捺印の仕方が、一つは整然としている(賀茂寛頭)の印記)のに対して、他の一つはきわめて乱雑であつて(賀茂七家蔵)の印記)とどうい同じ蔵書家のものとはみなし難いが故である。後者の印記の状態にさらに言及すると、その捺印の仕方は、あるいは斜めに傾き、またあるいは題字にかかつており、その位置も区々である。いつか、蔵書家というのは、書物の保全に万全を期し、その美観を保つことについても、細心の注意を払うものであろう。まして書物の入手がきわめて困難な時代に、苦心して蒐集したものは、何物にも代え難いであらうから、尚更のことである。これは一般論ではあるが、おそらく当該書籍にも該当するであらう。そうとすれば、後者の蔵書印の捺印者は、事務的に該書の受け入れ処理を行い、その保管方法も杜撰であつたと断ぜざるをえない。それに比して前者の印記は、その押印の仕方も位置も安定しており、殊にそれが、「春日潜庵先生」なる署名の直下に、これと一体感をもつて存在する点は、一見、本書をしてその著者、ならびに旧蔵者

を確固たらしめる要因甚だ大なるものがある。

- (5) 「賀茂氏惣系図」下(二二六頁)。前掲「知新録」(五五頁)。これらの系図は、賀茂氏一族の間にのみ配布された貴重なもので、戸田保業氏のご好意により披見することができた。ここに深謝の意を表する次第である。なお同書の成立にいたる経緯については、本論第二節注(16)を参照せられたい。

- (6) 前節注(11)参照のこと。

- (7) 「律令総論」の著作年代を推し量る記述は、如上以外にもいくつかこれを拾ひ得る。以下に挙示すると、(一)同書に、

逸令

倉庫令二十二条逸令存 医疾令二十七条逸令存

とあり、令義解に欠けている倉庫・医疾両令の逸文条数が掲げられている。利光博士のご指摘を基にすれば(前掲「律令条文復旧史研究補遺」二三四—二三九頁)、かれの手沢本「青本令義解」書き入れ等にみられる令の復元条文数は、倉庫令十四条、医疾令二十二条となり、ともに右記の数より少ない。それは右の青本書き入れが、令条復元の作業途上を示しているに外ならないが故で、保遠が最晩年明治二十二年にまとめた「石水漫鈔」の記事によれば、かれは「赤本令義解」所見の復元条文をさらに「訂正」補綴シ大ニ全キヲ得」という。今日、右に記す保遠の令条復元研究完成本は行方が知れず、その姿をみる事ができないが、前述の「律令総論」の記述は、当該完成本著作後の保遠晩年の作であることを窺わせるに十分である。ちなみに、「律令総論」には、保遠が所持していた令義解諸本の名が掲げられており、青本・赤本以下数種の義解諸本の調査と蒐集が、すでに相当進んでいたことを知り得る。つきに示すとおりである。

春節考訂本

紅葉山御文庫古本

水戸殿校本

松浦家蔵本

岩城家蔵本

稲葉通邦蔵本

搞校正本

関市令 義解 明和中阿波人源元寛校正  
本院家蔵

(1) つぎに考えられるのは、「律令総論」に、

逸律

古史開題記云律十卷ウセテ今ハ律疏四卷残レリ、尾張人ニ逸律アリ

とあり、また処々に、「平田氏云」として、平田篤胤著「古史徴」の引用文が散見する。保遠が同書を借用・書写したのは、明治五年十一月十五日(石水日記、二十・中)から翌年二月七日(同、二十・下)までの間であるから、「律令総論」の著述は明治六年以降の蓋然性が強く、その性向は、前に推定した該書の著作年代と矛盾を来さない。

さらに、「(三)律令総論」なる題の命名、及びその内容構成からみて、保遠が、同書をかれの律令学における総まとめ的な書と意識して著述した、かれ晩年の作との観を強くいだかせる。その構成を要略すれば、近江令以下、淨御原・大宝・養老・刪定の各令・律の編纂年代・篇目・撰者をそれぞれ考証し、ついで令義解、令集解・律集解、及び律令の各私記に言及し、さらに律令の逸文、令義解諸本にまで説き及んでいる。

(8) 保遠が、唐律疏議を書肆より購入したのは、明治三年七月のことである(利光・前掲書・一八八頁)。

(9) 保遠と明律の関係については、前節を参照せられたい。

(10) 注(7)参照。

戸田保遠の律令研究について

(11) 小中村は、嘉永四年に伊能願則の門に入つて以後、専ら国史、律令の学を修め、文久二年には令義解疏証の稿を起し、慶応頃には諸侯旗本の家に迎えられて、職員令、職原抄等の講説を行っている(以上は、「故東京学士会院会員文学博士小中村清矩の伝」東京学士会院雜誌第七編之九・明治二十八年・四二四頁以下による)。

(12) 同右論文(四二六頁)。

(13) 私が戸田家に持参した天理本「律令釈義」は、本論第一節注(3)に述べたように、複製本であつた。それがため原本の用紙を突き合わせて比較することができなかった。したがつて、比較検討の対象としてここに紙質、墨色を挙げたのは、あくまで天理本を実査した時の私の記憶にもとづいて感想を述べたものに過ぎないことを、読者は諒とせられたい。

(14) 賀茂県主系図保存会編・昭和九年刊。なお、保遠が本書の清書を終了したのは、明治四年五月五日のことである(「石水日記」、十九・上)。

(15) 潜庵自筆の草稿本・浄書本で今日伝わるものはきわめて少ない。したがつて、その対照の範囲は、すこぶる狭小とならざるをえない。これが過少の理由は、(一)元来、潜庵は常に多事であつたために、著作自体が少ない。(二)かれの壮年よりの文稿・著述が、安政元年の大火でおおむね灰燼に帰した。(三)その後記された文集も、安政(五年)の大獄のさいに、幕府役人により没収された。故に現存する潜庵の著述は、すべて子弟門生の書写保存によるものといわれている(前掲「影迹」第三章学説・三一―三二頁。なお、佐藤仁「春日潜庵」・幕末維新陽明学者書簡集「陽明学大系第十一巻所収」を参照のこと)。だが、「周易義合訂」(次注(16)参照)の書入れは、潜庵の自筆であること後述のごとくである。なお、全国の図書館(文庫)、研究機関に蔵する潜庵著述の写本が、かれの自筆になるか、あるいは他筆にかかるとかは、筆者未調査につ

き不明である。

(16) 「周易義伝合訂」の書入れについては、前掲「影迹」(九〇頁)に言及があり、潜庵の門弟これを写録して、名付けて読易抄(八巻)という。

「同書」の書入れが潜庵のものであることは、前掲「影迹」の記述と合致する以外に、その見返刊記のところに、朱書して「此書中之朱藍係／春日潜庵翁之手筆也 鉄崖証之」とあり、さらに、帙外題に富岡鉄斎筆で「周易義伝合訂 潜庵翁故物」とみえ、また第七冊表紙に鉄斎筆で「春日潜庵先生旧蔵」とみえることなど、いくつか挙示してこれを証しうる。

(17) この真蹟(「停雲」(尚友))は、前掲「影迹」によれば、安政の大獄以前に書されたものであるという。同書、年譜は安政五年十月と記すから、潜庵四十八歳の時の作である。

(18) 筆蹟の対照方法としては、同一の文字を、双方の著作の中から複数を抽出し、相互に比較する仕法を採つた。ただし、かかる平板な論証方法は、時として非現実的であり、周到を期しがたい。なんとすれば、筆蹟は、敲密にいえば、著作時の年齢、精神状態、人格の熟成度、筆の大小、書写する文字の大小等々によつて変化する場合のものを十分に考慮しておく必要があるからである。

(19) 書風すなわち書の趣きであり、持ち味であり、書品すなわち書作品における品性・気品である。これらはいずれも、作者自身の個性や人間性と深いかわりをもち、また、各個の表現技術の巧拙によつて相違を生ずる。したがつて、作者が異なれば、書風・書品に相違をみるのは自明であろう。殊に、対照の素材が、たがいに草稿であるから、作者(潜庵と保遠)の作意にとらわれない自由で率直な側面を取看し得て、鑑定には格好の条件といえる。なお岡田武彦氏は、前掲論文において「潜庵

は米元章の書法を好み、その書法もまたさらに変化したが、書体は天籟妙麗、その能書は当時の儒流これに及ぶものはない」と述べている。潜庵と保遠の筆蹟の相違点を強いてい表わすとなれば、線質において、潜庵は柔・軟であるのに対して、保遠は硬といえる。筆勢は保遠に比して潜庵の方が明らかに速筆であり、剛快な迫力を蔵している。しかし、両者の筆蹟の特徴のなかで顕然なものは、終筆における繞(によう)のぬき方である。たとえば、潜庵は、しんによう(二)、えんによう(九)等はすべて、やや長めに右に「払う」のであるが、保遠の場合は、これをほとんど「止め」で収めるか、ままだ「はね」ることがあり、こうして保遠の字体は、独特な方筆系の書を形成しているのであつて、その筆蹟をみきわめる好個の判断材料となしうる。なお、以上の経験よりして、私は、保遠識語のある、麗沢大学現蔵「倭漢合律疏序」の一文は、実査したところ、保遠自筆とする説に疑義をいだくものである。

#### 四 門 弟 達

戸田保遠には、その師春日潜庵と同じく、数多の門人がいた。現時点において、私が、記録の上で保遠の門弟を把握しうるのは、わずかに十名を挙げるのみである。しかし、戸田保遠氏の記憶されるところによれば、昭和十四年に、保遠の五十周忌がとり行われた際、かれの門弟三十名程が集い來つたという。その時の記録は、残念ながら同家の何処にか仕舞われたままで、所在を確認しえないが故、門弟の氏名、ならびにその消息は、一向詳らかにできない。五十周忌時の数字が右記のとおりとすれば、保遠在世中の門弟数は、これをはるかに上回つたものになつていたはずである。

つぎの図表は戸田家所蔵の諸資料(主に保遠の日乗)から保遠の門

弟に関する記載を摘出し、その名前と講義に用いた書名、講義年月等、現在判明する範囲でとりまとめたものである。既述のごとく、資料調査の不足により、典拠史料の片寄り、略歴追究の不十分等を、現在判明する範囲でとりまとめたものである。既述のごとく、資料調査の不足により、典拠史料の片寄り、略歴追究の不十分

前注

- (一) 弟子名は、苗字不詳の者がおり、統一をはかるため名前のみを記し、苗字の知られる者は備考欄に記した。また記載順序は、史料の所見順とした。
- (二) 令義解の講読で、今の篇目が明らかでない場合もあるが、作表上の煩雑をさけるため、省略に従った。
- (三) 講義時期も、右と同様の理由で年月にとどめ、日付及び元号(明治)を省略した。
- (四) 使用の数字はすべて算用数字とした。
- (五) 山岡道行、野村敦明の場合は、講義内容不明であるが門人であることが判明するので本表に掲げた。

弟子名	講読書	講義時期	典拠史料	備考(略歴)
惟顯	令義解	3年5月 4年2月～6月	洗心居日記18上 石水日記21中	市(岡)氏。明治42年5月2日歿。74歳。紀伊介・若狭守歴任。保遠の三男保直(のち貞顯と改名)を養子となす。(前掲「惣系図」下)
演顯	大日本史 (菅公伝)	3年4月	洗心居日記18上	市(岡)氏。明治21年8月28日歿。85歳。肥後・美作守歴任。惟顯の父。 (前掲「惣系図」下)
保益	論語 韓文 令義解	3年4月 4年3月 18年12月	同右 同右 石水日録	岡本氏。明治40年3月21日歿。60歳。(前掲「知新録」九頁)
季益	史略	3年4月	洗心居日記18上	不詳。
清庭	令義解 大学新疏	4年2月～6月 10年2月 4年4月	石水日記21中 石水日鈔上 石水日記21中	岡本氏。明治34年10月17日歿。62歳。(前掲「知新録」五頁)
経長	孟子	4年3月	同右	近藤氏。明治44年歿。山本経泰の長男にして近藤経紀の養子となる。(前掲「知新録」五頁)

數明	道行	一 直 論 語	4年3月	同 右	松田氏。明治43年3月5日歿。74歳。大直の兄直海の子助直の養子となる。 (前掲「知新録」六三頁)
		外 史			
		頭 壽	14年12月	石水日録	
		唐 律			
		明 律			
		令 義 解			
					山岡氏。「石水先生遺稿抄」序(明治44年12月)の識記により門弟と判明。 野村氏。山岡・右掲書序文の記述、ならびに前掲「賀茂大神縁起解」に後序として記す數明識記(昭和9年4月)により門弟と判断される。

後注(一) 保益と清庭は、ともに岡本氏ではあるが、それぞれ「保」と「清」の一字を継ぐ家の系統に属し、家系は異なる。

(二) 「大学新疏」貝原益軒著、貞享元年成立(国学者伝記集成)。

右の図表から知られることの第一は、保遠の講義(説)書目が、ひとつに偏せず、広く和漢の各分野の書籍にわたつてみられる点である。保遠の学識の深さ、研究意欲、そして弟子に対する寛容さを物語るものであろう。その二は、徹底した個別教育の上に、集中講義方式をかみ合わせていることである。たとえば、市惟頭と岡本清庭は、明治四年二月から六月にかけて、集中的に令義解の講義を行っているが、交互で顔を合わせることがほとんどなく、しかも日ごとの配分がほぼ均等である。第三に、律令の学問大系を修得せしめるに際して、一定の工夫が看取しうる。すなわち、「石水日録」、明治十四年十二月の条に、

十五日 北大路頭寿明律質問今日卒業也、先□々唐律之序質問

有之、□先去十月唐律卒業、今月明律卒業也、

十六日 北大路頭寿今日々令義解第一卷質問也

とあつて、保遠は、ある時期に集中して、唐律、明律と令義解の講義(質疑応答)を並行させて、門弟との間で進んでいる。これは、日本律がその大部分を中世戦国の時代に亡失してしまつてゐるために、あえてその逸文等を用いずに、その代用として、全篇伝来する唐律及び明律と、日本令との講義を併せ行うことが、「律令学」を伝授するのにもつとも有効であると保遠は考えたのであろう。

## 五 結 語

近世の律令学史研究は、未開拓の部分が多く含んでいる。本稿で

は、(一)幕末から明治期にかけて、春日潜庵——戸田保遠の律令学上の一系統の存在を明らかにするとともに、(二)天理図書館所蔵「律令総論」、「律令釈義」等の書が、同館の蔵書目録では春日の自筆本となつてゐるが、筆蹟その他よりみて、戸田の著述(自筆草稿本)と断じうることを考察した。また、戸田の門弟達に関しては、今後、究明の余地を残したが、その子弟育成法は、本論に論じたところとあまり過誤なきものと信ずる。

それにしても、戸田保遠が、その生涯の大半を費し、心血を注いだ律令の研究が、現代の法制史学と連続性をもたないことは、誠に遺憾である。それは、一にかかり、戸田の敢えて名誉を求めない謙厳実直なる研究態度にもとづくものではあるが、もしかれば、豊富なるその律令研究書の一、二でも公刊していたならば、現在の律令学に何程か寄与するところがあつたに違いない。その研究著作の一は、偶然にも明治期の法制史学者、広池千九郎博士の得るところとなり、発展せしめられ、その後継者により、最近日の目をみるにいたつた。<sup>(1)</sup> 利光博士がすでに指摘せる保遠の律令条文復元研究は、近代のそれに相当の肉迫する部分を蔵しているが、他の著作についても、それは同様のことがいひうる。

かれの著作の公表は、すでに機会を逸しているが、その律令学史上における史料価値の究明は、我々に課せられた題材である。

本稿の成る、一に慶應義塾大学名誉教授手塚豊博士ならびに同大学教授利光三津夫博士の御指導の賜である。また戸田保業氏、天理大学附属天理図書館等には、貴重資料の閲覧につき種々御高配にあ

ずかつた。ここに併せてその学恩に対し深甚なる感謝の意を表して  
擱筆としたい。

(1) 利光・前掲論文参照のこと。

付記 脱稿後、筆者は石上神宮において、三輪田高房の略歴を記す「石上神宮履歴書」(草稿)を披見する機会を得た。つぎの通りである。

愛媛県土族

伊予国久米郡久米村

少宮司三輪田高房

文政八年乙酉十一月八日生

明治六年五月廿三日任吉田神社宮司教部省

同日補大講義教部省

同七年十月廿七日任石上神社少宮司兼大講義如故教部省

同九年四月廿六日依願免本官兼職如故教部省

右は本論第二節注(19)(20)を補説するものである。同書の閲覧に際しては石上神宮森武夫宮司の御世話になつた。ここに記して深謝の意を表する次第である。